

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年12月27日

神奈川県監査委員	真島 審一
同	高岡 香
同	長峯 徳積
同	竹内 英明
同	平本 さとし

第1 監査の種別及び実施箇所数
 随時監査を出先機関10箇所について実施した。

第2 監査実施期間
 平成25年8月27日から同年11月1日まで

第3 監査の結果

1 補完的財務監査

平成24年度の財務に関する事務の執行について、定期監査において指摘が認められ、その後の対応等を補完的に調査した次の5箇所では、監査の結果、不適切事項が認められなかった。

不適切事項が認められなかった監査実施箇所（5箇所）

監査実施箇所名
神奈川県西地域県政総合センター、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県立川崎北高等学校

2 年度末財務監査

平成24年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の年度末の執行状況を調査した次の5箇所では、監査の結果、2箇所において不適切事項が認められた。

(1) 不適切事項が認められた監査実施箇所（2箇所）

監査実施箇所名及び所管区域	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項
神奈川県藤沢土木事務所 所管区域：鎌倉市、	平成25年10月1日（平成25年8月28日職員調	道路、河川、砂防等の土木施設の維持、改良工事等の土木事業を実施しているほ	収入事務において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収に当たり、調定が3月を超え

藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町（建築及び開発行為の規制等に関する事務を除く。）	査）	か、道路法、建築基準法、都市計画法等に基づく許認可事務等を行っている。	て遅れているものがあった。
神奈川県県西土木事務所 所管区域：南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町	平成25年10月11日（平成25年9月3日職員調査）	同	次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 予算の執行において、畳取替え工事ほか2件の執行に当たり、予算科目に誤りがあった。 2 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費3件、600円が支給されていないものがあった。

(2) 不適切事項が認められなかった監査実施箇所（3箇所）

監査実施箇所名
神奈川県県央地域県政総合センター、神奈川県環境科学センター、神奈川県厚木土木事務所